

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2024年 06月 28日

静岡県知事殿

提出者

住所 静岡県藤枝市堀之内1-1-3

氏名 株式会社 山田組

山田 幸保

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 054 - 641 - 0618

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 山田組		
事業場の所在地	静岡県	藤枝市	堀之内1-1-3
計画期間	2024/4/1 ~ 2025/3/31		
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
① 事業の種類	総合工事業		
② 事業の規模	完成工事高 49億円		
③ 従業員数	78名		
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	解体・取壊し→分別→直接処理委託		

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
(代表取締役社長)山田幸保→(産業廃棄物処理責任者)山本英樹→(廃棄物処理担当者)工事所長

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	4,340.288 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	100.700 t
	建設混合廃棄物	105.482 t
	汚泥（泥状のもの）	486.135 t
	廃プラスチック類	107.016 t
	木くず	459.495 t
	石綿含有産業廃棄物	6.475 t
	（これまでに実施した取組） 公共工事における廃棄物の発生が主であり、請負業者としては抑制の方策は無いが、破碎処理後の再生利用を行ってきた。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	4,000.000 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	90.000 t
	建設混合廃棄物	90.000 t
	汚泥（泥状のもの）	400.000 t
	廃プラスチック類	90.000 t
	木くず	420.000 t

	石綿含有産業廃棄物	10.000 t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>建設業は製造業とは異なり、受注量、受注内容の変動が大きいため、廃棄物の発生量及び種類が変わるので、抑制量は特定できない。がれき類以外の、工事現場から発生する木くず、鉄くず等の産業廃棄物の発生量を抑制する。</p>	
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	<p>(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <p>工事現場において、廃棄物の分別を徹底する。</p>	
②計画	<p>(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <p>現状通り、分別を徹底し処理する。</p>	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
	(これまでに実施した取組) 自ら利用は行っていない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
	(今後実施する予定の取組) 自ら利用する計画は無い。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量
		0.000 t	0.000 t
	0.000 t	0.000 t	

①現状		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
	(これまでに実施した取組) 全て処理業者に委託している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
(今後実施する予定の取組) 自ら中間処理をする計画は無い。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
(これまでに実施した取組) 自ら処分を行っていない。		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
(今後実施する予定の取組) 自ら処分を行う計画は無い。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和 5 年度）実績】	
産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量

		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
①現状	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	0.000	4,340.288	0.000	0.000	4,340.288
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.000	100.700	0.000	0.000	100.700
	建設混合廃棄物	0.000	105.482	0.000	0.000	105.482
	汚泥（泥状のもの）	0.000	486.135	0.000	0.000	486.135
	廃プラスチック類	0.000	107.016	0.000	0.000	107.016
	木くず	0.000	459.495	0.000	0.000	459.495
	石綿含有産業廃棄物	0.000	6.475	0.000	0.000	6.475
	<p>（これまでに実施した取組） 建設混合廃棄物を極力減らして、分別を徹底して行い、処分業者に処理を委託する。</p>					

		【目標】				
②計画	産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				全処理委託量 (t)
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	0.000	4,000.000	0.000	0.000	4,000.000
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.000	90.000	0.000	0.000	90.000
	建設混合廃棄物	0.000	90.000	0.000	0.000	90.000
	汚泥（泥状のもの）	0.000	400.000	0.000	0.000	400.000
	廃プラスチック類	0.000	90.000	0.000	0.000	90.000
	木くず	0.000	420.000	0.000	0.000	420.000
	石綿含有産業廃棄物	0.000	10.000	0.000	0.000	10.000
（今後実施する予定の取組） 今後も建設混合廃棄物を極力減らして、分別を徹底して行い、処分業者に処理を委託する。						
※事務処理欄						

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。